平成27年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No 16									<u>府</u> 1	<u> </u>	名	内閣府		
対象税目	個.	人住民税	法人住	民税	事業税	不動産	取得税	固定資産税	事業所種	党 そ	で他(都市計画	税)	
要望 項目名	公	公社管理有料道路に係る公共施設等運営権が設定された場合の固定資産税等の非課税措置												
要望内容(概要)	348	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要) 地方道路公社が管理する有料道路については、「公共の用に供する道路」に該当することから、地方税法第 348 条第2項第5号の規定に基づき固定資産税等は非課税とされており、地方道路公社が公共施設等運営権 を設定した民間事業者が当該道路の運営等を行う場合においても、引き続き固定資産税等を非課税とする。												
	() ; ()	持例措置 固定資産 非課税(都市計画 非課税(税) 本則 固 税)					g) E (上限))						
関係条文	((() () () () () () () () ()	対 受と五 (第 で で で な で な 市 百 町 す 前 又 す 正 村 る 項 は ご	八、産がるの 画条、こに第条固税こ。用 税の特と規三定の二別が定百の二別が定百	可確次次 は 課市、きる十分には る 税がになる	は ま ま ま ま ま は は は は は の の の の の の の の の の の の の	ことが記定資産 河 非課利 こことの ままま ままま ままま かいこく ままま かいこく かいこく かいこく かいこく かいこく かいこく かいこく かいこく	できない に対して と び 水 強 強 立 、 領	には課するこ 使用する場合	ことができ 計において 立大学法。 なび地方独 、条第二項	ない は、 人等 から から	。ただ 当該固別 なび日本 政法人に 第五項さ	し、固定資 定資産の所 年金機構 こ対しては まで、第七	資産を有料で 所有者に課金 並びに都道 は、都市計画	で借りするこの府県、阿朝の東、東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東京の東
減収見込額	[;	計画祝 固定資産 初年度] 改正増減					[平年	F度]	▲ 566 (—	- :)	(単位	:百万円))
									ページ			16-1		

(1) 政策目的

要望理由

- ・PPP/PFIについては、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン」(平成25年6月6日民間 資金等活用事業推進会議決定)に基づき、積極的な推進に取り組んできたところであるが、今後、厳しい財政状 況下で、できるだけ税財源に頼ることなく、地域における事業機会の創出や効率的なインフラ運営、サービスの 向上、さらには、民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、特に、インフラの運営権を設定し、 インフラ運営を民間に全面的に委ねる公共施設等運営権方式(以下「コンセッション方式」という。)の事業を 中心として、取組を加速化していくことが必要となっている。
- ・このため、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」(平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定)において、アクションプランにおけるコンセッション方式の事業規模目標を前倒しし、向こう3年間(平成28年度まで)を集中強化期間として、政府一体となって取り組むこととされており、道路は、コンセッション方式の事業を推進する重点分野の1つとされている。
- ・有料道路におけるコンセッション方式の活用については、現行制度では実現できなかったところ、平成24年3月の愛知県からの構造改革特区提案を受け、平成26年5月19日の構造改革特区推進本部決定において、新たに構造改革特区において、民間事業者による公社管理道路の運営を可能とするために必要な特例を設けることが決定されており、平成26年6月24日閣議決定の『「日本再興戦略」改訂2014』において、早期に法制上の措置を講ずることとされている。
- ・構造改革特区法の改正がなされた後、愛知県において、具体的な事業の実施に向けた手続が進められ、平成 27 年度中にも公共施設等運営権を設定し、民間事業者による運営を開始することが予定されているほか、愛知県以外の地域においても当該方式の活用の検討が進むことが見込まれる。

(2) 施策の必要性

- ・「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」に基づき、公社管理有料道路に係るコンセッション方式の活用を推進し、案件の具体化を図るため、コンセッションを適切な条件で実施し、民間事業者の参入促進が図られるよう、現行制度と同様に、固定資産税の非課税措置をお願いしたい。
- ・なお、固定資産税等の課税がなされた場合には、地方道路公社から公共施設等運営権者に課税相当額の負担が転嫁されることとなり、その額によっては民間事業者による運営が成立しなくなる可能性があることから、「PPPFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」に基づく道路のコンセッション方式の実現(平成28年度までの事業目標件数1件)が困難となるおそれがある。

本要望に 対応する 縮減案

-

ページ

16 - 2

合理性		①PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプラン(平成25年6月6日民間資金等活用事業推進会議決定)(抜粋) (1)公共施設等運営権制度を活用したPFI事業:2~3兆円 ○ 地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権制度の活用								
		②日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)(抜粋) 〇コンセッション方式の対象拡大 ・空港、上下水道、道路を始めとする公共施設について、公共による管理から、民間事業者による経営へと転換することにより、サービスの向上や公共施設を活用した新しい価値を生み出す経営手法である公共施設等運営権制度(いわゆる「コンセッション」)の導入を推進する。具体的には、空港においては対象を仙台空港など国管理空港等に拡大することについて、早期かつ着実な実施を目指す。また、上下水道事業への積極的導入や地方道路公社の有料道路事業における活用等を推進する。								
	政策体系におけ る政策目的の位	③PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について (平成26年6月16日民間資金等活用事業推進会議決定)(抜粋) 1 趣旨								
	置付け	〜アクションプランにおける公共施設等運営権方式の事業規模目標を前倒しし、政府一体となっ て取り組むこととする。								
		2 集中強化期間における重点分野及び数値目標の設定 上記を踏まえ、集中強化期間における重点分野及び数値目標を設定する。								
		① 向こう3年間(平成26年度から28年度)を集中強化期間とする。								
		② 空港、水道、下水道、道路を集中強化期間において公共施設等運営権方式の事業を推進する 重点分野とする。								
		③ 集中強化期間における公共施設等運営権方式の事業の数値目標は以下のとおりとする。								
		(1)事業規模目標:2~3兆円 (2)事業件数目標:空港6件 水道6件 下水道6件 道路1件								
		④「日本再興戦略」改訂 2014(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)(抜粋) iii) PPP/PFIの活用								
		②事業環境整備等								
		・地方道路公社の有料道路事業における公共施設等運営権制度の導入に向けて、「構造改革特別区域の第 24 次提案等に対する政府の対応方針」(平成 26 年 5 月 19 日構造改革特別区域推進本部決定)に基づき、早期に法制上の措置を講ずる。								
	政策の 達成目標	可能な限り速やかに(早ければ平成 27 年度中にも)公社管理有料道路に係るコンセッション(公共 施設等運営権の設定)を行う。								
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	_								
	同上の期間中 の達成目標									
	政策目標の 達成状況	H26.4 愛知県において「民間事業者による有料道路事業の運営に関する意見募集」の開始 H26.5 「構造改革特別区域の第24次提案等に対する政府の対応方針」(構造改革特区本部決定) 新たに構造改革特区において講じるべき規制の特例措置 「民間事業者による公社管理有料道路の運営を可能とするため、公共施設等運営権を有する 民間事業者に料金徴収権限を付与する等の道路整備特別措置法の特例を設けることとす								
		る。」 H26.6 「日本再興戦略」改訂 2014 早期に法制上の措置を講ずる								

ページ

16 - 3

有効	要望の措置の適用見込み	構造改革特区法の改正がなされた後、愛知県において、具体的な事業の実施に向けた手続が進められ、早ければ平成27年度中にも公共施設等運営権の設定を行い、民間事業者による運営等を開始することとしており、当該非課税措置が適用されることが見込まれる。
性	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	公社管理有料道路に係るコンセッションを適切な条件で実施し、民間事業者の参入促進が図られることにより、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」に定める目標の実現に資することから、現行制度と同様に、固定資産税の非課税措置は有効である。
	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	国税:公社管理有料道路に係る公共施設等運営権の設定登録についての特例措置の創設(登録免許税)
相当性	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	_
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	_
	要望の措置の 妥当性	公社管理有料道路に係るコンセッションを適切な条件で実施し、民間事業者の参入促進が図られることにより、「PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強化期間の取組方針について」に定める目標の実現に資するという目的に鑑み、妥当である。
-	ページ	16—4

税負担軽減措置等の 適用実績 	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果 (手段と しての有効性)	_
前回要望時の 達成目標	_
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	
ページ	16—5